

2018年OECD国際共同啓発キャンペーン
—オンライン上で販売される製品の安全—
を受けた販売者の皆様へ

平成30年11月14日
経済産業省

経済協力開発機構（OECD）では、『国際共同啓発キャンペーン』を毎年異なるテーマで開催し、OECD加盟国及び非加盟国が協力して国際的な製品安全に係る懸念を協調して普及啓発を行っています。本年は、平成30年11月12日から16日までの製品安全週間に合わせ、「オンライン上で販売される製品の安全性に関する国際共同啓発キャンペーン」が実施され、オンライン上における製品の販売者※に対して、以下のメッセージが発出されました。

つきましては以下の点について、インターネット上における製品の商取引を実施して頂きますよう、ご留意下さい。

※販売者とは、事業者・個人のいずれも含みます。電気用品安全法等においては、対価を受けることを条件として反復継続して対象製品を譲り渡す場合は「販売の事業」となります。

OECDによるメッセージ（消費者庁公表資料より抜粋）

国内及び国内外間で電子商取引を行う販売者は、いずれも

- ・安全な製品をオンラインで販売しましょう。

製品提供先の国や地域の製品安全関連法令を理解し、遵守しましょう。

- ・消費者に製品安全に係る情報を共有しましょう。

オンライン上で販売する商品やサービスに関して、アクセスしやすい場所に正確かつ分かりやすく製品安全に係る情報と注意を公表しましょう。

- ・海外の消費者が情報にアクセスできるようにしましょう。

海外との取引については、製品安全に係る情報（ラベル、警告、説明書）を適切な言語で記載し、販売対象の消費者が容易に理解できるようにしましょう。

- ・販売するべきでない製品を把握しましょう。

国内外の関連政府機関のウェブサイト上の製品安全に係る情報にアクセスするとともに、その機関による注意喚起メール等を受信できるよう登録しましょう。

- ・消費者と関係当局にすぐ対応できるようにしてください。

安全上の問題が発生した場合に消費者や関係当局が連絡できるよう、連絡先の詳細（特定商取引に関する法律等に基づき、事業者名、責任者名、メールアドレスなど）¹を適切に記載しましょう。

- ・製品安全に係る留意事項を伝えましょう。

製品の安全上の懸念が発生した場合、影響を受ける消費者に伝わるように、直接的かつ効果的なコミュニケーションツールを使用しましょう。

1 連絡先の詳細について日本用に説明を付記したもの。

◆関連資料

○経済協力開発機構（OECD）「Safety of products sold online」

<http://www.oecd.org/internet/consumer/safe-products-online/>

「オンライン上で販売される製品の安全性に関する国際共同啓発キャンペーン」の広報サイトです（英文）。

○消費者庁公表資料「インターネット通販で購入した製品の事故に注意－事故や健康被害が起きるかも！購入前に連絡先や返品条件を確認していますか？－」

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_018/pdf/caution_018_181114_0001.pdf

上記の別紙にOECDが発出しました「オンライン上で販売される製品の安全性に関する国際共同啓発キャンペーン」のメッセージを仮訳したものがあります。

なお、日本国内に製品を流通される販売者の皆様につきましては、下記もご参照下さい。

○経済産業省「インターネット取引で製品を販売される皆様へ」

http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/seller_product-safety-4law-overview.pdf

○経済産業省「オークションサイト・フリマサイトで取引をされる皆様へ」

http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/ctoc_product-safety-4law-overview.pdf